

摂南大学 課外活動ガイドライン

摂南大学学生部

2021.9.30 版



課外活動を行うにあたっての基本方針・諸条件

<基本的な考え>

新型コロナウイルス感染症が完全に収束したとはいえない状況が続いており、学生のみならず、みなさんにおいては、感染拡大防止を念頭においた行動が求められています。また、本学としても、教育・研究への影響を考慮し、学校生活のみならず、普段からの感染防止対策の徹底をお願いしているところです。

一方、課外活動については、感染防止対策を徹底することを前提に、様々な競技・分野・カテゴリーでリーグ戦・競技会等の開催が予定されており、社会情勢に応じた新たな行動様式を確立する中で、安全に課外活動を行うことが求められています。

本学としても、学生の皆さんとともに課外活動の活性化を図るべく、課外活動にかかる注意事項等をガイドラインとして定めます。活動を希望する団体は積極的に学生課・枚方事務室に相談のうえ、所定の「集会申請書」を提出し、活動の許可を得てください。

なお、感染防止対策として、

- ① 一部の大学施設については、利用制限があります。
- ② 感染者・濃厚接触者が発生した場合に備え、活動時に“その場で参加者を確認・記録”することを義務付けます。
- ③ 感染症の拡大により、国・大阪府等から、緊急事態宣言等の行動制限が発出された場合は、活動を制限することがあります。
- ④ 以下に示す諸条件等を遵守した活動を計画してください。

摂南大学
学生部長

<活動許可申請条件>

1. 課外活動に限らず、大学からの指示事項を遵守すること。
2. 課外活動に限らず、普段の生活から、手洗い・咳エチケットなどの感染防止対策を徹底すること。また、学内外を問わず、マスクの着用を励行すること。
3. 課外活動に限らず、感染リスクが高い状況等を避けること。
4. 活動の必要性、活動時間・人数について、十分に検討すること。
5. 所属部員に対し、活動への参加を一切強要しないこと。
6. 感染が疑われる(身近な人に感染者が出た、感染者が出た場所を通った等)部員や、健康面に不安のある部員(微熱を含む発熱・咳・喉の痛みがある等)は、活動に参加させないこと。
7. 活動内容について、顧問・指導者に事前承認を得ること。

<感染症対策のポイント>

◆活動内容・人数・場所・用途等

1. 十分な換気ができる環境で活動する。
⇒原則として、屋内は窓や出入口(1部屋につき最低2方面)を開け、換気扇をまわす。
2. 一度に一か所に多人数で集まらない。
⇒原則として、人と人との距離を維持できないような密集状態をつくらない。
⇒その場合、学内に代替え可能な施設がないか、部内で検討してください。
3. 学外施設を利用する場合は、当該施設の利用ルール等を遵守する。

◆活動参加者の管理

1. 毎回の活動参加にあたり、個々の活動開始時間・終了時間を記録する。
2. 活動前に参加者全員の検温を行い記録する。また、発熱とみられる(37.5 度以上を目安とする)体温であった場合は、活動への参加を認めない。
3. 上記1・2を記録した記録は団体に保管し、大学から提出を求められた際にすぐに提出できるようにしておく。

◆感染の機会を減らす

1. 活動する日時・人数・場所等について、感染防止対策が十分な環境であるかを適宜確認する。
2. 原則として、全部員にマスクの着用を指示する。ただし、熱中症防止対策の観点から、こまめな休憩や水分補給が必要です。
3. 水分補給用の水やタオルは個人で用意し、共用しない。
4. オンラインでできる内容のミーティング等は Web で行う。
5. 更衣時はグループ分けし、入れ替わり制等により感染リスクの高い状況とならないようにする。
6. 個人が出したゴミは、必ず個人で持ち帰る(集める行為等はしない)。
特に鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて縛り密閉して持ち帰る。
7. マスク・消毒液等を個人や各団体に準備し、活動に際して使用した団体の物品等は消毒する。
8. 原則として、エレベーターは使用せず階段を利用する。

<特に注意が必要な場面>

1. 活動の前後での会食はなるべく避けてください。また、会食を行う(参加する)際は、万が一感染者が発生した場合は濃厚接触者となることをふまえるとともに、感染防止対策が十分な環境であることを確認してください。
2. 不特定多数を集めるイベントの実施や参加については、感染防止対策が十分な環境であることを確認してください。
3. 新入部員の勧誘活動については、SNS 等(各団体のアカウントや学生部公式Twitterなど)を積極的に活用するとともに、直接的な勧誘活動(ビラ配布など)を行う際はソーシャル・ディスタンスなどに配慮してください。

<各施設の利用について>

1. 課外活動に関わる全ての施設は、原則として、申請した日時以外での利用はできません。
2. 部室、体育館、教室など屋内施設を使用する際はドアや窓を開けて換気を徹底してください。また、教室を利用する場合は収容定員の3分の1を原則とし、その他の施設使用時にもソーシャルディスタンスの確保、マスク着用を徹底してください。
3. 更衣室は、下部の更衣室を使用してください。
 - ・部室棟 1 1階 合宿所
 - ・部室棟 2 1階 男子・女子更衣室
 - ・部室棟 3 1階 学生課倉庫(女子更衣室) ※新設※各部室棟の更衣室について
各団体内で少人数グループ(原則5人程度)を作り、入れ替わり制かつ1グループ上限を15分としてください。
4. 学外施設を利用する際は、必ず当該施設の利用ルール等を遵守し、感染リスクの高い状況を徹底的に回避してください。
5. シャワールームを利用する際、同時に使用できる人数は最大利用人数の半分以下とします。

(注意)

- ・活動内容(練習内容など)の検討にあたっては、各競技連盟・学生連盟からの通知・ガイドライン等を参考にしてください。
- ・毎月20日期限の「集会申請書」を遺漏なく手続きしてください。
- ・合宿やイベントなど学外での活動については、詳細(日程、行先、活動内容、感染防止対策が徹底できる環境かどうかなど)や新規感染者の発生状況等をふまえて個別に許可を判断しますので、学生課または枚方事務室に相談してください。
- ・本書の記載内容が守られていない場合や、申請した内容以外の活動が見受けられた場合は、直ちに活動許可を取り消します。
- ・再度、緊急事態宣言が発令される等、感染症の大幅な拡大が見られる場合は、直ちに活動の停止を指示します。
- ・各団体において、新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者等が発生した場合は、当面の間、全ての活動の停止を指示することがあります。

以上